

令和2年第7回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月20日(月) 午後3時25分から午後4時15分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 議会委員会室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	12番 高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	中村広治 善岡 浩樹
第 2	会議書記の指名	南局長、滝上推進員、手嶋主事、下浦主事
第 3	議案第20号	北竜町農業委員会会長の互選について
第 4	議案第21号	北竜町農業委員会会長職務代理の互選について
第 5	議席の指定について	
第 6	農政報告	細川産業課長
第 7	会務報告	
第 8	議事参与の制限	有り
第 9	議案第22号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第10	議案第23号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
第11	議案第24号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

6. 農業委員会事務局職員

南 秀幸事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事・下浦健太主事

7. 参与

細川直洋産業課長

事務局長	只今から、令和2年第7回農業委員会を開催します。 本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条により規程により会議が成立しております。 今総会は、農業委員会は、任期満了後に行われる最初の農業委員会総会で、農業委員会等に関する法律第27条第1項で町長が招集することになっており、町長が仮議長となり、総会の開会から会長選出まで議事の進行をしていただきます。 それでは宜しく申し上げます。
議長(町長)	これより令和2年 第7回農業委員会総会を開催致します。 日程第1 署名委員の選出について 中村委員・善岡委員の両名を指名させていただくことで、ご異議ありませんか。
委 員	【異議無し】
議長(町長)	それでは、署名委員として、中村委員・善岡委員、宜しく申し上げます。
議長(町長)	日程第2 会議書記の指名 会議書記には、南事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 下浦主事を配置致します。
議長(町長)	日程第3 議案第20号 北竜町農業委員会会長の互選について 事務局より説明をお願いします。
事務局長	日程第3 議案第20号 北竜町農業委員会会長の互選について 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規程により北竜町農業委員会会長を互選されたい。 令和2年7月20日 提出 北竜町長 佐 野 豊
議長(町長)	会長選出は、互選と言うことですが、どのような方法で互選致しますか。

藤崎委員	選考委員会で会長選出してはいかがでしょうか。 選考委員は、議長の指名で、農業委員協議会協議 1 号にある第 1 地区、第 2 地区・第 3 地区より 1 名ずつ選出してはいかがですか。
議長(町長)	外に選出方法について、ご提案ありますか、あれば出して頂ければと思います。
委 員	【意見無し】
議長(町長)	それでは、藤崎委員のご提案どおり互選することで宜しいでしょうか。 それでは、第 1 地区・第 2 地区・第 3 地区より 1 名ずつと言うことで、私から選考委員を選出します。 第 1 地区から、北清委員 第 2 地区から松田委員 第 3 地区から善岡委員を選考委員に指名したいと思います。また、事務局から南局長を加え選考を願うことで宜しいですか。
委 員	【異議無し】
議長(町長)	それでは、選考委員会は、別室で選考をお願いします。 ここで、一時休憩させていただきます。
議長(町長)	選考委員が戻りましたので再開させていただきます。 選考委員を代表しまして、北清委員から会長の選考者指名の発表をお願いします。
北清委員	選考委員と事務局とで協議しまして、満場一致で水谷委員に引き続き会長を受けて頂きたいと決定しました。
議長(町長)	ここで委員の皆様にご確認します。選考委員で選出された水谷委員を北竜町農業委員会会長として互選することに賛同される方は、拍手願います。

委 員	【全員拍手】
議長（町長）	全員の賛同により、水谷委員が会長に互選されました。 新しい農業委員会長が選任されましたので、私は、ここで議長を退任させていただきます。 それでは、水谷会長さんから挨拶を頂きたいと思います。
議長（水谷）	只今任命されました水谷です宜しくお願いします。 昨日まで会長だったので、今日いきなり会長が代わる訳にもいかな いだろうと言うことなんでしょうけれども、謙遜でもなくて私自身は 本当に能力はありませんし、皆さんより何か優れた才能があるわけ でもないのですが、これまでの３年間会長をやって参りました。 ３年間会長をやっても未だに事務局がいなければわからないこと がありますし、当然今後も皆さんのお力をお借りしなければ農業委員 会長としても農業委員としても活動はちょっと難しい、本当に皆さん に助けて頂きたいと思っています。 今後３年間またどうぞ宜しくお願い申しあげます。
委 員	【拍 手】
事務局長	新会長が、議長となり議事進行を行います。 なお、町長と退任委員は退席し、町長室で退任の広報用の写真を撮 りますので宜しくお願いします。
議 長	それでは議事を再開します。 日程第４ 議案第２１号 北竜町農業委員会職務代理の互選につ いて 日程第５ 議席番号の決定について 一括で事務局から説明願います。
事務局長	議案第２１号 北竜町農業委員会会長職務代理の互選について 農業委員会等に関する法律第５条第５項の規定により北竜町農業 委員会会長職務代理を互選されたい。 令和２年７月２０日 北竜町農業委員会長 水谷茂樹

北竜町農業委員会会長職務代理の互選ですが、例年会長を選出した選考委員に新会長が加わり会長職務代理者を選考しております。

また、議席番号については、北竜町農業委員会会議規則の第7条で議席はあらかじめくじで定めとなっております。また議長は、慣例により最終番号の11番となっております。他の10名の委員でくじを引いて、座席番号を決定したいと思います。

議長

只今の事務局の提案についてお諮りします。
日程第4 議案21号については、選考委員に私も含めて選考すること
で宜しいですか。

委員

【異議無し】

議長

それでは、提案通り私を含め選考を行います。それでは別室にて選考致します。

【別室に移動】

【別室より戻る】

北清委員

それでは、会長代理を選考させて頂きました。これもまた満場一致で善岡浩樹さんにご苦勞頂くことになりました、宜しくお願いします。

議長

皆様にご確認します。選考委員会で満場一致で選出された善岡委員を北竜町農業委員会会長職務代理として選任に賛同される方は、拍手願います。

委員

【全員拍手】

議長

全委員の賛同により、会長職務代理に選任されました。
宜しくお願いします。

議 長	日程第5号 議席番号の決定ですが、くじ引きで議席を決定することで宜しいですか。
委 員	【異議無し】
議 長	それでは、くじ引きで議席を決定します。
事務局長	くじ引きを、引いて座席の移動をお願いします。 【全員くじ引きがおわった後、議席番号の確認をする。 座席の移動を行う。】 通常の総会まで、10分間休憩をします。
	～10分間休憩～
議 長	議事を再開します。
議 長	日程第6 農政報告について 細川課長お願いします。
細川課長	産業課長の細川です。宜しくお願いします。 このたびの農業委員会改選に当たりまして新たに委員となられた方、そして引き続きお世話に今後3年間お願い致します。 今月の農政報告ですが、例年この時期ひまわりまつりイベントのご案内をさせて頂いているところですが、皆さん既にご承知のとおり、新型コロナウイルス関係でひまわりまつり中止、そして畑の作付けも行っていない状況であります。 今 1回目のエン麦をすき込んでですね、土作りと言うことで作業をしている状況でございます。 また、水稻の生育状況につきまして、普及センターによりますと7月15日現在ですが、7月に入って好天に恵まれたこともありまして「ななつぼし」で3日早い状況、「ゆめぴりか」で1日早い状況ということで普及センターの方から情報を聞いているところでございます。 以上農政報告と致します。
議 長	皆さんの方で何かございますか。

【なし】

日程第 7 会務報告をお願いします。

7ページをお開き下さい。

日程第8 議案第22号 農地法第18条の規定による合意解約
について

日程第9 農地法第18条の規定による合意解約について説明願います。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
議案第 22 号 農地法第 18 条の規定により、合意解約のあった、
別紙の者について議決を求める。

受理番号 2-12 この合意解約は、

借主が美葉牛 [REDACTED] です。

契約期間は平成27年2月26日から令和2年12月31日まで

合意解約成立日 令和2年7月13日

土地の引き渡し時期、令和2年7月21日

土地は、美葉牛 277-6 田 1 筆

面積は、3,287 m²です。

位置については、資料の3ページに位置図面があります。

解約理由は、北海道農業公社に売買するためです。

次に受理番号 2-13 の合理解約

貸主が美葉牛 さん

借主が美葉牛 [REDACTED] です。
契約期間は平成 27 年 2 月 26 日から令和 2 年 12 月 31 日まで
合意解約成立日 令和 2 年 7 月 13 日
土地の引き渡し時期、令和 2 年 7 月 21 日
土地は、美葉牛 103-3 外 1 筆 畑 1 筆 面積 2,015 m²
田 1 筆 面積 1,362 m²
合計面積は、3,377 m²です。
位置に付いては、資料の 4 ページに位置図面があります。
解約理由は、北海道農業公社に売買するためです。

次に受理番号 2-14 の合理解約

貸主が代理人農用地利用集積円滑化団体 北竜町長 佐野 豊
(美葉牛 [REDACTED] さん)

借主が美葉牛 [REDACTED] です。
契約期間は平成 26 年 2 月 28 日から令和 2 年 12 月 31 日まで
合意解約成立日 令和 2 年 7 月 13 日
土地の引き渡し時期、令和 2 年 7 月 21 日
土地は、美葉牛 102-15 外 9 筆
田 10 筆 合計面積 95,409 m²
位置については、資料の 5 ページに位置図面があります。
これにつきましても、北海道農業公社に売買するため解約します。

次に受理番号 2-15 の合理解約

貸主が代理人農用地利用集積円滑化団体 北竜町長 佐野 豊
(美葉牛 [REDACTED] さん)

借主が美葉牛 [REDACTED] です。
契約期間は平成 26 年 2 月 28 日から令和 2 年 12 月 31 日まで
合意解約成立日 令和 2 年 7 月 13 日
土地の引き渡し時期、令和 2 年 7 月 21 日
土地は、美葉牛 216-1 外 2 筆
畑 3 筆 面積 70,447 m²
位置については、資料の 6 ページに位置図面があります。
これにつきましては、円滑化団体の期限が 5 年経過しましたので解約し、新たに [REDACTED] かと直貸するためです。

次に受理番号 2-16 の合理解約

貸主が代理人農用地利用集積円滑化団体 北竜町長 佐野 豊
(美葉牛 [REDACTED] さん)

借主が美葉牛 [REDACTED] です。
契約期間は平成 26 年 2 月 28 日から令和 2 年 12 月 31 日まで
合意解約成立日 令和 2 年 7 月 13 日
土地の引き渡し時期、令和 2 年 7 月 21 日

土地は、美葉牛 98-1 外 14 筆
田 15 筆 面積 117,927 m²

位置については、資料の 7 ページに位置図面があります。

これにつきましても、円滑化団体の期限が 5 年経過しましたので解約し、家の周りの地番 100 番地代以外の土地については、北海道農業公社に売買し、それ以外の土地は、新たに農事組合法人 ほのかと直貸するためです。

議長（善岡）

受理番号 2-12 について質疑等ございますか。

委 員

【質疑なし】

議長（善岡）

質疑等がありませんので採決します。
受理番号 2-12 について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議長（善岡）

合意解約 2-12 について承認いたします。

議長（善岡）

受理番号 2-13 について質疑等ございますか。

委 員

【質疑なし】

議長（善岡）

質疑等がありませんので採決します。
続きまして受理番号 2-13 について承認される方は、挙手願います。

委 員

【全員挙手】

委 員

合意解約 2-13 について承認いたします。

議長（善岡）

続きまして受理番号 2-14 について質疑等ございますか

委 員	【質疑なし】
議長（善岡）	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議長（善岡）	合意解約 2-14 について承認いたします。
議長（善岡）	続きまして受理番号 2-15 についてご質疑等ございますか。
委 員	【質疑なし】
議長（善岡）	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議長（善岡）	合意解約 2-15 について承認いたします。
議長（善岡）	続きまして受理番号 2-16 について質疑等ございますか。
委 員	【質疑なし】
議長（善岡）	質疑等がありませんので採決します。 承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】

議長（善岡）	合意解約 2-16 について承認いたします。
議長（善岡）	続きまして、日程第10 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明願います。
事務局長	議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。 令和2年7月20日 北竜町農業委員会会長 水谷茂樹 番号 2-賃-18 利用権の設定を受ける者 美葉牛 [REDACTED] 利用権の設定をする者 美葉牛 [REDACTED] さん 利用権の設定を受ける者の経営状況は記載の通りです。 権利は賃貸借 期間は、令和2年7月21日から令和7年12月31日まで 賃借料は、[REDACTED]円です。 田は水張りで [REDACTED]a 反当 10,000 円 畑 [REDACTED]a 反当 2,500 円 土地は、美葉牛 100-2 外 8 筆 田で 5 筆 面積 [REDACTED]㎡ 畑で 4 筆 面積 [REDACTED]㎡ 合計面積 [REDACTED]㎡です。 位置に付いては、資料の8ページに位置図面があります。 合意解約した土地の内、今回北海道農業公社に売買する土地以外を賃貸するものです。 以上で説明を終わります。
議長（善岡）	質疑等ございますか。
委員	【質疑なし】
議長（善岡）	質疑等がありませんので採決します。 受理番号 2-賃-18 について承認される方は、挙手願います。

委 員	【全員挙手】
議長（善岡）	2-賃-18 について承認いたします。 水谷会長の議事の参与の制限を解きます。 議長を交代します。
議長（会長）	番号 2-賃-19 について説明願います。 なお、高田委員に議事の参与制限がかかりますので宜しくお願いします。
事務局長	番号 2-賃-18 利用権の設定を受ける者 碧水 [REDACTED] [REDACTED] 利用権の設定をする者 三谷 [REDACTED] [REDACTED] 利用権の設定を受ける者の経営状況は記載の通りです。 権利は賃貸借 期間は、令和 2 年 7 月 21 日から令和年 12 月 31 日まで 賃借料は、14,000 円です。 田は水張りで [REDACTED]a 反当 15,000 円 畑 [REDACTED]a 反当 5,000 円 土地は、三谷 16-3 外 2 筆 田で 1 筆 面積 [REDACTED]m² 畑で 2 筆 面積 [REDACTED]m² 合計面積 [REDACTED]m²です。 位置については、資料の 9 ページに位置図面があります。 賃貸の目的は、[REDACTED]農業施設用地として利用するためです。 以上で説明を終わります。
議長（会長）	質疑等ございますか。
北清委員	籾殻施設を建てたのは、[REDACTED]で宜しいですか。
事務局長	そうです
北清委員	敷地を賃貸するということで宜しいですか。

事務局長	はい
議長（会長）	どういう経由してこのような事になったのですか。 2人の話し合いですか。
事務局長	■■■■は、牛のため粃殻を敷き藁、食料として利用する。 こちらでは、粃殻が余って処理に困っているということです。 お互いに意見が合致して建物を建て粃殻を運ぶと言う形になっています。
議長（会長）	皆さんなにかありますか。当事者がおりますが。
事務局長	でも議事の参与の制限がありますので。
議長（会長）	採決します。 2-賃-19について承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議長（会長）	2-賃-19について承認いたします。 ■■■■委員の議事の参与制限を解きます。 今の件について、補足説明があればお願いします。
高田委員	■■■■さんの息子と同級生であり、すりぬか処理に困っていたことからです。
議長（会長）	なお、2-売-16と2-売-17は関連がありますので一括で説明願います。
事務局長	2-売-16 所有権の設定を受ける者 札幌市 公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹 林 孝 所有権の設定をする者 美葉牛 ■■■■

権利は売買

移転の時期は、令和2年7月21日

対価の支払い期限は、令和2年8月31日

売買価格は、 円

水張 田 a×@230,000 円/反～ 円

 a×@225,000 円/反～ 円

 a×@220,000 円/反～ 円

 a×@155,000 円/反～ 円

畑 a×@14,000 円/反～ 円

田 11 筆 83,543 m²

畑 1 筆 1,132 m²

合計 12 筆 84,675 m²です。

位置については、資料の10ページに位置図面があります。

この案件は、先月の総会で、買い入れ協議の要請を承認した案件であります。

次に 2-売-17

所有権の設定を受ける者 札幌市

公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹 林 孝

所有権の設定をする者 美葉牛

権利は売買

移転の時期は、令和2年7月21日

対価の支払い期限は、令和2年8月31日

売買価格は、 円

水張 田 a×@220,000 円/反～ 円

 a×@230,000 円/反～ 円

 a×@270,000 円/反～ 円

畑 a×@10,000 円/反～ 円

田 11 筆 96,771 m²

畑 1 筆 2,015 m²

合計 12 筆 98,786 m²です。

位置については、資料の11ページに位置図面があります。

この案件につきましても、先月の総会で、買い入れ協議の要請を承認した案件であります。

以上で説明を終わります。

議長（会長）

質疑等ございますか。

委 員

【質疑なし】

議長（会長）	質疑等がありませんので採決します。 受理番号 2-売-16 2-売-17 について承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議長（会長）	2-売-16 2-売-17 について承認いたします。
議長（会長）	日程第 11 議案第 24 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について説明願います。
事務局長	議案第 24 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について北竜町から意見を求められた、農業振興地域整備計画の変更について審議する。 令和 2 年 7 月 20 日 右のページをご覧ください。5 月総会で意見書を出して農振除外の意見書を提出しましたが、道より第 2 種農地と判断しがたく、転用する面積も大きいと指摘され前回の総会でも説明しましたが除外申請の取り下げをしました。改めて農地を分筆して申請するものであります。この根拠は、「農地法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号 既存施設の拡張敷地面積の二分の一を超えないものに限る」を該当させます。 ■■■■■境内敷地は、西川 ■■■■■ で 面積 3,651 m²でありその二分の一 1,825 m²の範囲以内の面積転用となります。 場所は、西川 5 番地 3 を分筆し 西川 5 番地 ■■■■■ 面積 1,701 m²を転用し、駐車場・雪置場を造成することに、異議がないと意見書を提出します。 ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■ 報告致します。 以上で説明を終わります。

議長（会長）	このことについて質疑等ございますか。
委 員	【質疑なし】
議長（会長）	質疑等がありませんので採決します。 議案第 24 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について承認される方は、挙手願います。
委 員	【全員挙手】
議長（会長）	議案第 24 号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について承認いたします。
議長（会長）	以上で第 7 回総会を終了します。ご苦労様でした。 引き続き北竜町農業委員会協議会に移ります。

議 長

2 番委員

7 番委員
